

都市計画マスタープランの目的と役割

序章 都市計画マスタープランの目的と役割

序－1 都市計画マスタープランの目的と役割

「市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)」は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき姿を示すとともに、まちづくりの様々な課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画などをきめ細かくかつ総合的に定める都市計画の方針として、都市計画法第18条の2において定められたものである。

東浦町都市計画マスタープラン(以下「本マスタープラン」という。)は、上位計画である東浦町総合計画及び都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)などを踏まえつつ、東浦町(以下「本町」という。)における将来の交通体系や土地利用及び市街地整備の方針などを明らかにすることを目的とする。

本マスタープランにおいては、広域的な位置づけとしての都市の将来像はもとより、都市の実情に応じたまちづくりの方針を定めることにより、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものである。さらに、地域レベルのまちづくりに対応するきめ細かな土地利用計画などについても体系的に位置づけるものである。一方、こうした都市の整備、開発方針の策定に加えて、都市を取り巻く優れた自然・歴史環境についての保全及び都市との共存の方針についても併せて位置づけを行っていく。

序－２ 平成 22 年改定の目的

本マスタープランは、平成 17 年に策定され、平成 22 年で策定より 5 年間の月日が経過する。

この間において、我が国は少子化及び高齢化の進行や人口減少による宅地需要の低下、交通・通信網の整備と自動車社会の進展などに伴う交通状況及び産業立地構造の変化、住民の生活環境への意識の高まり、自然的環境・景観に対する保全への意識の高まりなど、社会情勢は大きく変化している。

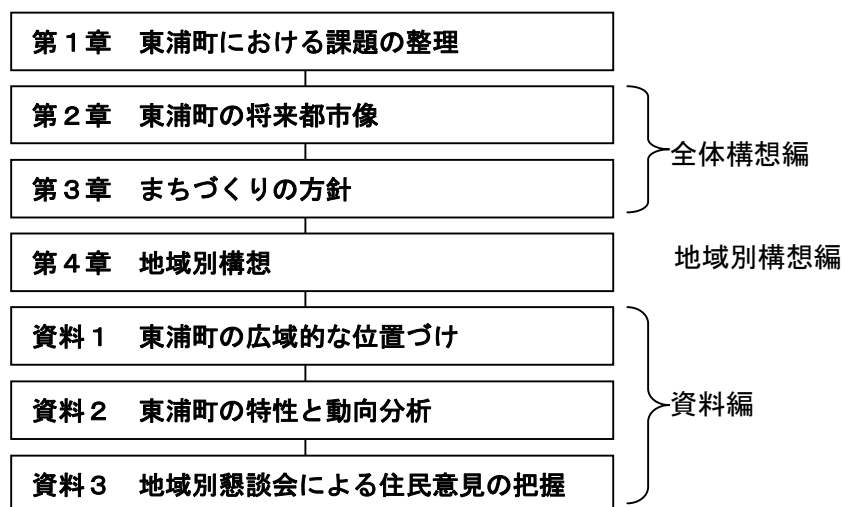
これらを踏まえ、我が国では低炭素型の集約型都市構造の実現や中心市街地の活性化を目的として都市計画法をはじめとした「まちづくり三法」の改正が行われ、その後も、更なる都市計画制度の改定、地方分権の推進などが予想されている。

そのため、都市計画においても、我が国の動向を踏まえ、社会情勢に対応した計画へ改定を行う必要が生じた。

また、本町においても、人口動向の変化とともに、基盤整備の推進による生活環境の変化、社会情勢を受けた住民の意識の変化など、多くの変化が生じており、これらの変化を適切に把握し、この変化に対応させる改定を行う必要がある。

さらに、本町においては第 5 次東浦町総合計画が策定され、また、上記の社会情勢の変化などを受け、国・県の計画についても改定が行われた。

以上のような背景から、平成 17 年策定の本マスタープランを見直すこととする。

序－3 都市計画マスタープランの流れ**序－4 都市計画マスタープランの対象区域**

本マスタープランの対象区域は、本町の行政区域全域(3,108ha:全域が都市計画区域)とする。

